

令和6年2月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 令和6年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和6年2月6日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	荒巻議長開会宣告	4
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第1号議案から第4号議案	5
○	山崎広域連合長の提案理由説明	5
1	一般質問	
○	小原明大議員の質問並びに山崎広域連合長、井関業務課長及び山崎事務局長の答弁	6
1	第1号議案から第4号議案（質疑・討論・採決）	
○	小原明大議員の質疑及び山崎事務局長の答弁	15
○	坂本優子議員の討論	17
○	北村吉史議員の討論	19
1	第1号議案から第4号議案、可決	20
○	荒巻議長閉会宣告	21

○ 上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	令和 6 年度京都地方税機構一般会計予算	原案可決
第 2 号	令和 5 年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 3 号	京都地方税機構広域計画変更の件	原案可決
第 4 号	京都地方税機構地方事務所等設置条例一部改正の件	原案可決

令和6年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和6年2月6日(火)午後2時00分開会

○出席議員(31名)

荒	卷	隆	三	君	
中	村	正	孝	君	
酒	井	常	雄	君	
光	永	敦	彦	君	
岡	本	和	徳	君	
小	鍛	治	義	広	君
岩	崎	崇	央	君	
山	本	治	兵衛	君	
酒	井	裕	史	君	
坂	本	優	子	君	
松	浦	登	美義	君	
菱	田	光	紀	君	
上	原		敏	君	
青	山	ま	ゆみ	君	
小	原	明	大	君	
寺	田	圭	佑	君	
向	川		弘	君	
多	賀	野	一	彦	君
前	田	義	明	君	
森	本		隆	君	
北	村	吉	史	君	
田	井		稔	君	
脇	本	尚	憲	君	
山	内	実	貴子	君	
松	本	俊	清	君	
井	上	武	津男	君	
青	木		敏	君	
徳	谷	契	次	君	
隅	山	卓	夫	君	
松	山	義	宗	君	
宮	崎	有	平	君	

○欠席議員（1名）

今 川 美 也 君

---

○議会事務局

議会事務局長

菱 木 智 一

---

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長	山 崎 善 也
副広域連合長	奥 田 敏 晴
副広域連合長	古 川 博 規
事務局長	山 崎 隆 一
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	福 山 誠 一
事務局業務課長	井 関 秀 之
事務局法人税務課長	土野池 典 子
事務局業務課参事	森 田 嘉 彦
事務局業務課参事	高 見 眞 司
事務局法人税務課参事	金 崎 昌 和

---

議事日程（第1号）令和6年2月6日(火)午後2時00分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第1号議案から第4号議案まで（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案から第4号議案まで（質疑・討論・採決）

以 上

---

○議長（荒巻隆三君） これより、令和6年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず議員の異動報告を行います。山田千枝子君の議員の任期満了に伴い、向日市議会から青山まゆみ君が新たに選出されましたので、御報告をいたします。

また、広垣栄治君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。新たな選出議員として、長岡京市議会から小原明大君が選出されましたので、御報告をいたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、先に送付しておきましたのでお調べをお願いします。

また、例月出納検査の結果報告は、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました青山まゆみ君及び小原明大君の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第100条の規定により、私から、光永敦彦君及び隅山卓夫君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5「第1議案」から「第4号議案」までの4件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日、ここに令和6年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずは、この度の令和6年能登半島地震におきまして、甚大な被害が発生し、多くの方がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、すべての被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

各構成団体では、被災地の復旧復興に向けた人的、物的支援に御尽力されておられますが、当機構におきましても、被災者となられた納税者に対しまして、法令に定める徴収猶予などの措置を適切に適用等してまいります。

それでは、今回提案させていただいております各議案につきまして、一括して順次御説明申し上げます。

まず、第1号議案「令和6年度京都地方税機構一般会計予算」であります。

本予算案には、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、自動車関係税申告書等受付事務並びに償却資産に係る固定資産税課税事務の業務執行に要する経費等を計上しております。

令和6年度の歳入歳出予算総額は25億4,124万円となり、歳入は各構成団体からの負担金収入等となっております。

歳出の主なものとして、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億5,250万円、業務運営費等に9億8,874万円を計上しております。

次に、第2号議案「令和5年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億8,398万円増額し、予算総額を24億9,481万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等について、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを増額するものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」であります。

本議案は、地方自治法第291条の7の規定により作成いたしました機構と構成団体それぞれが行う事務処理の基本方針である広域計画につきまして、計画期間の終了を踏まえた改定を行うため、議会の御議決を求めるものでございます。

次に、第4号議案「京都地方税機構地方事務所等設置条例一部改正の件」であります。

本議案は、令和7年1月から当機構における京都市内の3つの地方事務所を1組織に統合することに伴い、当条例の地方事務所の名称、位置、所管区域に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第6「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 長岡京市選出の小原でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は平成28年2月から4年間所属をさせていただきまして、この度4年ぶりに戻ってまいりました。今回は「機構のあり方について」と、「滞納整理とともに生活再建へ」という項目で質問をさせていただきます。

私は以前から、機構は困窮する納税者の生活再建も取り組むべきと申し上げて、それは規

約にないのでやりませんと言われ続けてきました。ただ、地方公共団体というのは住民福祉の増進を基本とする、と地方自治法にありますから、そして職員の皆さんも各出身の自治体で総合行政に携わってきた方々ですから、現場では実践されていることと思いますし、それがいずれ機構の本来任務の一つとするコンセンサスができればと願っております。

まず収納率についてお聞きをいたします。

機構は設立以来、着々と収納率はアップをさせてきましたが、コロナ禍の数年は足踏みしました。その間、厳しい経済状況を鑑みて、収納率の目標設定をせずにやってこられました。今はまた目標設定を行うようになったと聞いています。令和5年度と6年度の目標についてと、その設定の理由をお尋ねいたします。

私はこの目標設定について少し心配を持っています。というのは、納税を忘れている人に電話をして思い出してもらい、納める手段を増やして納めやすくする、こういうことは大事だと思いますが、結局収納率が100%にならないのは納めるに納められない人がいるからです。目標達成にこだわれば、達成が危ういぞというときに、そういう納税者に対して本来やっている以上にきつく、こちらの都合でプレッシャーをかけることになりかねません。そうならないための歯止めをどうしているのか、お聞かせください。

機構の設立当初は、職員186人でスタートし、取り扱う業務を増やしてきて今は230人となっています。法人関係税課税事務をはじめ、業務の効率化を行えている面はあると思いますが、滞納整理の実績でいくと、府市町村からの移管額は当初の約290億から昨年度は約150億に減少する一方で、収納額は117億から79億と減少幅を抑えています。滞納処分の件数は、平成24年度に1万件近く行っていたのが、直近では年8千件程度となっています。

この数字から考えると、移管額は半分近くになっていますが、滞納処分は旺盛に行って、収納率を上げてきているように見えます。これを更に進めていくのでしょうか。私はその形では限界があると思っています。収納率は今後どこまで伸ばしていくべき、あるいは伸ばせると考えているのか、お聞かせください。

私が限界があると思いましたが、実態として、納めたくても納められない人が多くおられるからです。更なる収納率向上のためには、納められない原因に対策を打って納められる状況にしていくことや、納税困難な人を必要以上に追い込まず、早めの執行停止で生活基盤を立て直してもらい、不納欠損にすべきはするというようなことも必要になるのではないかと思います。見解をお尋ねします。

次に職員の業務負担及びハラスメント対策についてです。

滞納整理を専門的に日々行うというのは、重要ではありますが精神的につらい業務だと思います。差押えなどの滞納処分の件数が年8千ほどあって、それを百何十人という職員で行っておられます。更に、滞納処分に至らないまでも、納付の督促をしたり相談を受けたりする件数は無数にあるでしょうし、その度にどうにもできない切実な家庭事情もお聞きすることとなります。

そこでお尋ねしますが、職員の病気による長期休業の状況をお聞かせください。また職員の時間外労働時間の状況と最も長い方についてどのくらいなのか、お聞かせください。

いわゆるハラスメント防止法の成立で、事業主にハラスメント防止の義務が課されること

となりました。機構でももちろん、職場内でのハラスメント防止の措置をとっていることと思いますが、どのような措置をとっているのか、また過去に問題事例があったのかどうか、お聞かせください。

厚労省の指針では、顧客等からのハラスメント、いわゆるカスハラへの対策についても行うことが望ましいとされています。機構の対応している納税者の中には、反社会的な組織に属するような者もいるかもしれません。乙訓でも、生活保護をめぐる職員が脅迫されといった事件もありました。外部からのハラスメントから職員を守るための対策はどうか、問題事例はあったか、お聞かせください。

そして、ハラスメント防止法では位置付けがありませんが、最も気をつけるべきは機構職員による納税者へのハラスメントではないかと思っています。自治体の福祉関係職員が市民にハラスメントを行ったというニュースも以前ありましたけれども、納税を求め、財産を調査したり差し押さえる権限まで持つ機構は、納税者の生活の深くまで把握し、弱みも知ることとなります。たださえ納税者に対し圧倒的に強い立場にいて、大きなプレッシャーを与えているわけですから、納税折衝の時でも、まず威圧的な態度をとらないことから徹底して心がけるべきではないかと思っています。職員が納税者にハラスメントを行わないためにどのように対策を行っていますか。また、相談窓口の明示が必要ではないでしょうか。過去に問題事例があったかどうかあわせて見解をお聞かせください。

次に税務共同化についてです。

以前から家屋評価の共同化や給与支払報告書の受付業務などが取り上げられていました。その他の検討内容も含めて現状をお聞かせください。

次は具体的業務に関わってお聞きをいたします。

換価の猶予は、分割納付を誓約して遵守することで差押えを回避し、延滞金の率も有利にするもので、納税者へのインセンティブとなることから、より積極的な活用を期待するところ です。

令和元年度には 12 件、コロナ禍の 2 年度は 132 件の適用があったと聞いております。3 年度以降の状況をお聞かせください。また、職権による換価の猶予について、要件を満たす納税者は最大限適用してはどうかと思いますが、見解をお尋ねします。

滞納処分の停止については、納税者不存在、倒産や廃業、行方不明などとともに、生活困窮もその根拠となります。先に述べたように、納付の見込みがない人をいつまでも深追いするより、早期に生活立て直しに向かっていただくのが必要だと思います。滞納処分の停止は、令和 3、4 年度それぞれ約 18 億円となっていますが、そのうちこの不存在や行方不明というのでなく、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」の条項を適用したケースはどの程度か、お聞かせください。

また、この条項を適用するのは、国税徴収法においては第 76 条の給与差押禁止額が基本になって生活の窮迫を判断すると解釈されているようですが、機構においては給与差押禁止額以下の世帯に処分の停止を適用しているのでしょうか、お聞かせください。

特に、国民健康保険料（税）においては、低所得者の納付困難者が多いと推測されます。他の税と比べて明らかに収納率が低いからです。長岡京市でも全体の 7% 程度が滞納世帯と

なっています。税ですと所得がなくなれば非課税になりますが、国保はそうではないため、滞っている方にも新たな年度の料や税が積み重なっていきます。例えば低所得で高齢である、病気がちで不安定雇用であるなど、収入改善の見込みがあまりないような方々に対してどのような対策をとっておられますか、お聞かせください。

納税相談と折衝の記録については、その都度電算入力をして、府市町村の担当部署と共有されているとのこと。これは非常に貴重な情報だと思います。滋賀県の野洲市では、市民から何らかの料金の徴収を行う部署同士が連携をして、滞納されている方の生活丸ごとの状況を把握して、効果的に支援をしていく仕組みを作られていますが、もし市町村がそういう方法を検討するなら、この機構からの納税折衝の記録の情報共有も極めて重要な資料になると思います。機構としては、その情報共有の中で府市町村からの徴収についてこのようにして欲しいと要望があれば、お聞きするということがよいのでしょうか。

お尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは当機構の滞納整理のあり方につきまして答弁を申し上げます。

当機構の収納率は、発足当初に比べ大きく上昇し、直近、令和5年度12月末現在においても前年度同時期を3.1ポイント上回っております。

現在、当機構に移管される滞納案件は、これまでの構成団体や機構での税収を確保する努力もあって、減少していますが、その内容についてはコロナ禍や物価高騰の影響も含めて、整理が難しいとする案件も多くあり、財産調査などにおいて、相当手間がかかる場面も数多くございます。

そういった中であって現状も収納率が伸びているのは、職員が滞納案件に真摯に向き合っただけで対応しているからだというふうに思っております。

滞納整理の最大の目的は、納期限までに完納されなかった税をできるだけ早期に確保することであり、そのための手段は地方税法等で規定されており、徴税吏員である職員はその行使を通して税収を確保するのが責務であります。

収納率は、こうした徴収努力により滞納案件の年度内決着を目指す職員の指標として、また、年度途中の進捗状況の管理や年度の滞納状況を分析する材料として、目標設定も含め活用しておりますけれども、先々の見通しなどは持っておりません。

次に、税を納めたくても納められない住民の生活等を支える支援につきましては、地方自治体の長としてしっかり行わなければなりません。そうした方に対し当機構においては、個々の実情を踏まえつつ、収入や財産の状況もしっかり把握した上で、徴収を進めていくのか、それとも、換価の猶予や執行の停止をするのかを見極めることが重要だと考えてございます。

当機構は、今後も構成団体が行う住民福祉の増進をはじめとする様々な事業展開ができるよう、税収確保を通じて貢献してまいります。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○業務課長（井関秀之君） それでは、私からは、収納率の目標、職場環境、課税の共同化、換価の猶予の運用など滞納整理の状況につきまして答弁申し上げます。

まず、収納率の目標についてであります。令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度の収納率は大きく落ちましたが、令和3年度それから令和4年度は伸び、通常の滞納整理環境に徐々に戻りつつあったことから、職員のモチベーション向上を図り、引き続き、効果的、効率的に業務を進めることとして、令和5年度は「令和4年度前年度比伸びを維持する。」としたところでございます。令和6年度の目標につきましては、今年度の収納状況のおおよその見通しが得られた時点で、検討をしております。

納めたくても納められない滞納者へのプレッシャーにつきましては、先ほど連合長が答弁しましたとおり、その方の納付能力をしっかりと見極めることが重要と認識しておりますので、適切な現状分析を行った上で滞納整理に当たることを令和5年度の当機構の運営方針に掲げているところであります。

次に、職員の長期休務と時間外勤務の状況についてであります。令和4年度の1か月以上の病気による休務者は3人でした。時間外勤務は、令和4年度の年間平均時間が一人当たり約22時間で、最も多い職員の年間の時間外勤務は347時間となっております。

次に、ハラスメントにつきましては、業務上、納税者をはじめ人との関わりが多い職場でございますので、当機構として、言葉遣いをはじめその対応には十分な配慮が必要だと考えております。

当機構におきましては、法の制定に併せて「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」及び「職場におけるハラスメントの防止等のための職員行動指針」を設けまして、研修等の実施をはじめ、ハラスメントのない職場づくりに努めているところであり、この要綱等を制定して以降で、所属長等から注意をするようなものがあつたものの、処罰等された事案はありません。

また、納税者等から職員へのハラスメントにつきましては、電話対応の際に納税者から脅迫に近い言動があり、警察へ相談したケースなどがあります。その際は、通話録音の対応を行ったりしましたが、こうした事案に対応できるよう、管理監督者研修において、ロールプレイ等を交えながら対処方法を学んでおります。

また、職員から納税者等に対するハラスメント的行為については、いかに法律等に基づいて日常の業務を行っているとはいえ、職員には常にコンプライアンス意識を強く持つこと、また、丁寧に対応することを上司や研修等を通じて指導しております。これまで事案として承知するものではありませんが、そうした苦情があれば、まずは所属長や事務局において対応をしていくこととなります。

次に、当機構での課税の共同化についてですが、府税、市町村税全ての税目の事務作業を機構で処理していくことを目指し、順次、法人関係税、自動車関係税、固定資産税の償却資産と、申告窓口の一本化等の事務の共同化を実現してまいりました。

今後の共同化として、家屋の評価事務及び個人住民税に係る事務等について検討を進めて

おりますが、事務作業の工程や内容がこれまでに共同化してきたものに比べ複雑で広範囲に及ぶことから、統一的な業務手法の確立や全ての構成団体において費用対効果が得られるようにすることなどで、多くの課題を抱えております。

また、他に土地の評価事務などの共同化もあるところですが、これについても地域性の加味など、大きな課題があるところでございます。

現在の具体的な作業としては、家屋の評価事務におきまして、構成団体等の協力を得ながら、業務手法等の内容について、丁寧に検討を進めているところであります。

次に、換価の猶予についてですが、令和3年度は61人、令和4年度は33人、令和5年度は12月末現在で21人の適用が認められています。

換価の猶予は、地方税法の規定によるもので、一時の納付により事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときに認められるものであります。

当機構では、対象となり得る方の、資産、負債、収支の状況等を十分に把握した上で、適切な対応をしておるところでございます。

次に、滞納処分の停止についてですが、令和3年度及び令和4年度に滞納処分の停止をしているもののうち、「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当しているものの割合は、それぞれ約1億7千万円となっており、おおむね全体の1割程度でございます。

その適用の判断につきましては、国税においては、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態として、国税徴収法第76条第1項第4号の給料の差押禁止額で営まれる生活の程度とされていますが、当機構においては、構成団体の意見も踏まえまして、生活保護基準をもとにした「生計費需要額のめやす」を作成しまして、個々の滞納者の財産の状況や生活実態を十分に把握して、総合的な判断をしているところでありまして、給与差押禁止額以下の世帯であるかどうかのみで判断はしておりません。

次に、国民健康保険税、保険料における滞納整理についてですが、先ほど答弁しましたとおり、滞納整理は、滞納者の納税の意思や能力を納税相談や財産調査等によって客観的な事実に基づき見極めることが重要ですので、当機構では、その結果に見合う法律上の措置を速やかに講じているところでございます。

次に、府・市町村との情報共有についてですが、府・市町村から移管を受けた徴収案件につきまして、納税相談や折衝の記録などをシステムに入力しまして、常時、情報共有を図っております。

また、府・市町村担当部署から移管を受けた徴収案件について、更なる情報の提供など、御要望がありましたら、御相談には応じてまいります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 それでは再質問をさせていただきます。

多岐に渡りましてたくさんお聞きをすいませんでした。

私一遍にいろんなことに対応できませんので、議事録も含めてしっかりと勉強させていただいて、また議論に参加していきたいと思っています。

いくつかお聞きをしたいのですが、まず、1回目の質問で野洲市を紹介させていただきま

した。この野洲市では、「ようこそ滞納いただきました」というフレーズが非常に象徴的なんですけども、滞納案件が出てきたのをきっかけにして、その過程を丸ごとケースワークして生活再建につなげていくと。そして、公開されている毎年度の報告書が素晴らしいのですが、令和元年度では、家計相談をすることで768万円の滞納を返せたとされています。2年度の報告では、未申告の人が申告をすることで19万円の収入を新たに得たとか、また、債務整理をすることで230万円の過払いが返ってきたとか、こういう報告が出ていまして、こういうことを進めていけば払えない滞納が払えるようになるっていう実例かなというふうに思いました。

野洲市さんは人口5万人ですので、京都市を除いて100万人の府内市町村でこういったことが徹底できれば、非常に大きな効果も得られるのではないかなと思っています。

今、生活困窮者自立支援事業もでき、今度、重層的支援体制整備事業にも取り組まれて、複雑化する課題に対して、行政の様々なセクションが総がかりで支援を行っていくのが大きな流れです。機構ができて15年になろうとしていますけれども、滞納整理を一手に引き受けて、専門的な処理も機動的に行って、数字を伸ばしてこられましたけど、今度はこの連携というのが次なる課題で、本質的な課題ではないかなとも思っています。

これは各市町村のコンセンサスも必要ですので、連合長にここで訴えるだけでは駄目ですので、ここにいる議員さんにもぜひ訴えたいと思いますし、現場でも、先ほどの答弁もありましたけれども、ぜひ、実践の試行錯誤も重ねて、経験を共有して行って欲しいなと願っています。

ちょっと前置きが長いですが、私はこの収納率に関してですが、やみくもに税金をまけろとか、言いたいのでは決してありません。ただ、よく、納めている人との公平性という言葉も言われておりますが、同じ所得であってもその人その人の生活にかかる経費はやっぱり全く異なっていますし、ハンデがあったり、不幸なことも起こったり、人生で失敗もしますし、先の見通しを持つことがとても苦手な方もおられます。そういう一人一人の事情にこの税や社会保障の今の制度が必ずしも完璧ではない、そのことに謙虚であるべきではないかなと思っていますし、あと悪質でない納税者を決して間違えて悪質とみなしてしまってはならない、これをもしやってしまったら、人の人生を狂わせる、基本的な人権の侵害になると思いますので、そういう慎重さも必要かなと思っています。

そこで、先ほど収納率の達成が危うい場合に、プレッシャーを今年はいつもより強めたりというふうにならないかという、その歯止めについて伺いましたが、しっかり見極めて分析をしてやるという御答弁でした。

ちょっと私、それでは安心できないなと感じていまして、やっぱり年度途中で達成がなかなか厳しいなと思ったら、同じ人に例年以上に強く当たっていく以外に収納率を上げる方法はあるのかなと思いますその点いかがでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、ハラスメント対策についても伺いたいのですが、職員さんが納税者にハラスメントということにならない対策として、コンプライアンスを意識して丁寧に対応することを上司や研修を通じて指導を行っており、実際に今のところ指摘をされた事例がないということで、ないのは結構なのですが、この対策で今後もないと言い切れるのかなということはや

り不安に感じるところです。

これは単に私が疑ってかかっているという面もあると思うのですが、やはりこういうことが今後ないと機構として言うためには、何かあったら相談してくださいよという窓口が堂々と明示されているということが大事じゃないかなと思います。

職場のハラスメント対策でも、どこが窓口になるのかということは絶対に決めろということになっていますし、例えば鳥取県は県職員からのハラスメントを相談できる窓口を作っておられまして、これが24時間対応なんです。24時間までしろとは言いませんけれども、やはり、この機構におけるハラスメントがもしあったら、ここへ言ってくださいっていうのをどこかに書いておく、例えばポスターを張るだけでも非常に大事なことはないかなと思うのですが、その点、ハラスメントがないのでしたらできるのではないかなと思いますが、改めて伺いたいと思います。

あともう1点、先ほど国税と比べて、機構では滞納処分の停止をする基準については若干厳しくしているように認識できる答弁だったかと思いますが、それは市町村との話し合いもあってそうしているということですので、今後、もう少し勉強していきたいと思いますが、厳しくすることで逆に細かい案件にたくさんの時間を割いて、結局業務の効率性としてはどうなのかっていうことと、それをとことん追いつめることが、相手の方の生活を結局のところ支えていくっていうことでどうなのかなっていうのが、もう少し考えないといけないと思っていますので、その点、また改めて質問させていただきたいと思います。

以上で再質問とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） 初めに我々機構と構成団体の情報の連携の関係でございます。

機構におきましては、滞納整理をするに際しまして、まず市町村さんから情報があれば、当然、滞納整理に必要なものはいただくこととしておりますし、滞納整理をさせていただく中で得た情報につきましては、先ほど議員の方からも、また、私どもも申し上げましたように、システムに反映させるということもやっております。

我々はあくまで税収を確保する、滞納整理をするというところで情報を持っております。この税を確保するという意味での情報でございますので、我々はその情報につきましては、その中で活用をさせていただくということが基本だと思っております。我々徴税吏員にとりまして情報というのは、地方税法の中で守秘義務がございますし、そもそも地方公務員としての守秘義務もあるわけで、税の中でという限定をして扱いをさせていただくこととでございます。そうした中で、市町村さんの方から、この方の情報について何か新しい情報がありますか等のお問い合わせがございましたら、当然、システム外でもこういう情報もありますよと御提供をさせていただくことになると思います。

先ほどの野洲市での対応につきましては、これはどちらかというと福祉行政等の関係で対応されていらっしゃると思いますので、我々の方から税ということで税担当の方に流した情報を、例えば市さんの方でそういったところで活用されるということにつきましては、市町村さんの御判断だと思っております。我々は最初に申しましたように、その特定の個人さんについ

て、税の中での情報の連携をさせていただくということが基本だと思っております。

次に収納率の関係でございます。

収納率の関係で達成が厳しい場合、プレッシャーをかけるのではないかとということでございました。この収納率につきましては、目標を設定しております。職員にとっては一定の数字、目安があるということで頑張ろうという気持ちや励みになるということがございますし、答弁をさせていただきましたように、収納率が思ったより良いな、いや、思ったより悪いなというのは、これは業務の進捗管理につながるものと思っております。例えば、悪いという場合でも、担当が滞納整理をしていないということよりも、結構大口な案件であるからとか困難案件となっているからといった判断をしたりもできますので、収納率というのは業務の進捗管理をするという意味で非常に大事な数値であると思っております。

もう1点、ハラスメントでございます。

特に滞納者の方へのハラスメントですが、我々が滞納整理をしていく中で、まず公務員として、丁寧な言葉遣いとか丁寧な対応は基本でございますので、そのように対応していかなければならないと考えております。滞納整理をする中でいろいろな事情も聞かせてもらうということがございますが、そうした中で滞納者へハラスメントをするようなことはないと思っております。例えば納税相談等は、基本的に一人ではなく、複数人に対応し、何かあればその場で上司が出て行く、先輩が寄り添うといった形でフォローをしておりますので、相手に威圧をかけるとか、そういったものは我々の今の現場の中ではないものと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君に申し上げます。質問時間が残り3分ほどであります。ご配慮をお願いします。小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

要望にとどめたいと思っておりますけれども、先ほど、市民に対してハラスメントしているんじゃないですかみたいな言い方になっていたら、大変申し訳なかったと思っておりますので、そうしたことがあってはならないというあくまでそういう立場ですので、間違っていたら言い直したいと思っております。

ハラスメントについては、今言いましたことだけでなしに、先ほども脅迫のような電話がかかってきて、録音をして、警察に相談したっていうこともお聞きしましたけれども、そういうパターンもありますし、一番最初に言った職場内のということもありますので、これはそれぞれ、どれも重要な問題かなと思っております。

先ほど管理者への研修ですとか、上司からの指導とかありましたけれども、ぜひ、すべての職員さんに対して、この問題でまとまった研修などをやっていただければ嬉しいなと思っておりますので、その点だけ要望いたしまして終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第7「第1号議案」から「第4号議案」までの4件を一括議題といたします。

○議長（荒巻隆三君） これより議案4件に対する質疑に入ります。

通告がありますので、小原明大君に発言を許します。小原明大君

○小原明大君 それでは第4号議案「京都地方税機構地方事務所等設置条例一部改正の件」について、若干の質疑をさせていただきます。

現在では、東、西、南と3か所ある京都市内の地方事務所を1か所に統合するというものです。現在の3事務所を合わせて、今年度9月までの実績で38億円の移管を受けており、もし統合されたら山城中部の事務所を超えて、移管額としては最大の地方事務所となります。

かなりの方が、現在でもこの3つの地方事務所へ来所されて、納税の相談等々を行われるのだと思いますが、年間で延べどのぐらいの人数になっているのでしょうか、分かればお聞かせください。

そして、納税者にとっては、この地方事務所に来所しないとできない用事、来所しなくてもできる用事がそれぞれあるかと思いますが、御紹介いただければと思います。

そもそもこの地方事務所の配置については、例えば乙訓でも旧向日町振興局内にありまして、高齢者等にはなかなか行きにくいという声も聞いております。他の地域も、税機構のできる前は市町村役場でよかったのが、広域振興局単位などとなりますと、同じ状況かなと思っています。

今回この3つの事務所が統合されたら、その不便が増すのではないかなと思っているのですが、現在この3事務所を利用されている方が、新しい事務所に行かなければならなくなる不便をどのようにカバーしていこうとされているのか、その点お聞かせください。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） それでは、議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の現在の3地方事務所への来所者数についてでございますが、これについては、まず、統計等を取っておりませんので正確な数値はございませんが、各事務所にどれぐらいか確認をしましたところ、時期によって違いはありますが、感覚的な数値で言いますと、税の納付や相談等を合わせまして、おおよそ3事務所合計で1か月に10人程度ということでございます。したがって、これを年間ベースに換算しますと、延べ人数で100人から多くて200人程度の数字になろうかと思っております。

次に、納税者の来所される事例を御紹介させていただきたいと思っております。

納税者が来所されるものとして、まず高額な滞納がございますし、その中でも、納付ができない事情が非常に複雑なもの、例えば資金繰りの状況を大量の財務諸表等を用いて説明しないとその状況がなかなか分かってもらえないといったものでありますとか、また財産の関係につきましても、権利関係が非常にややこしくなっておりますと、これも説明をしないとなかなか分かっていただけないといったものがあります。

また、車の関係で、車検が今日だからどうしても今日中に滞納額を支払わないと駄目なんですといった案件もございます。

反対に来所しないで例えば電話等でお話される事例といたしましては、少額の滞納案件であって近日中に払うつもりだが、ここ数日、または1週間は納付ができないといったもので

あったり、非常に短期での分納をお願いできないかといったものがございます。

支払の関係でいきますと、納付書を紛失しましたということはどうしたらいいのかといった、納付に向けたお話もあるところでございます。

来所されるか電話されるかについては納税者が判断されて行われますけれども、私どもとしては、来所や電話といった方法を問わずに、その方が話される個々の事情等を丁寧に聞き取らせていただいているところでございます。

次に、統合した場合の納税者の不便についてでございます。

統合する新しい事務所は、河原町の五条に事務所を設けます。この場所につきましては、市営地下鉄、阪急電車、また京阪電車、あるいは京都市バスがありまして、4つのアクセスが利用できるということで、滞納者、特に高齢者というところもあるかもしれませんが、幅広い公共交通機関を利用できるというところでございます。また、現在の3事務所からも大きく距離が離れているような場所ではございません。

納税者においては、今の事務所に行くよりも若干遠くなるという方もあろうかと思いますが、反対に今よりも行きやすいという方もおられると思います。全体として交通の便等を含めまして、来所において大きな不便をかけるといったことにはならないと考えております。

なお、統合後の相談窓口等につきましては、従来と同様の機能を持つ体制として、相談者等に御不便等をかけることがないように留意してまいりたいと思っております。

そして、新事務所に来られる方で、例えば、滞納税の納付のためだけに来所しようという方がございましたら、これは金融機関やコンビニの納付に加えまして、スマホ決済もやっておりますので、そういったツールを御案内いたしますし、納税証明書が必要であるということで来られる方につきましては、これは府税事務所と連携をいたしまして、府税事務所への支払を御案内するなど、現場において納税者の便に資する対応をしていきたいと考えております。

今回の統合につきましては、府税事務所と合わせまして、全体の徴税経費の削減であるとか、また、今後とも適切に税業務を進めるための人材育成環境の整備や執行体制の強化であることを、納税者をはじめとして住民の皆様にご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 1点だけ伺います。

近日中に払いますっていうようなことは電話でもお受けをするということをお聞きしましたが、今の支払が非常に厳しいのでこの分割の額を見直してくれないかといったことについては、やっぱり来所しての相談、要は対面での相談が必要になるのでしょうか。よく、納税者の方から、来い来いと言われているということもお聞きをするわけですがその点を教えてください。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 私ども、財産調査等もさせていただきながら、各滞納者の方

の状況を客観的な形で判断できる材料を揃えております。そういったものも踏まえながら、滞納者の方から御連絡があった場合は、一定その状況を踏まえた形のお話をさせていただきたいと思っておりますが、先ほどもお話させていただきましたが、蓋を開ければちょっと違うということがあるかもしれませんので、そういった場合は御来所いただくように御案内もさせていただけると思います。

まずは電話でお話して、お話の中身によっては次のステージへとといった御対応をさせていただくことになろうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、質疑を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、坂本優子君に発言を許します。坂本優子君。

〔坂本優子君登壇〕

○坂本優子君 宇治市選出の坂本優子でございます。

第1号議案「令和6年度京都地方税機構一般会計予算」及び第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」並びに第4号議案「京都地方税機構地方事務所等設置条例一部改正の件」について反対討論を行います。

2020年春に、日本で初めて感染が確認され、それ以降、暮らしも経済もそれまで経験したことのない未曾有の困難にコロナの感染で直面しました。個人事業者、中小企業の倒産や廃業、時間短縮などによって働く人たちの生活も厳しい状況に追い込まれました。

3年後の2023年5月、コロナ感染症は5類に移行し、原則行動制限が撤廃され、国内外の観光客も増えて、市民の暮らし、地域経済は好転していくかと期待しましたが、3年あまりのコロナ禍の影響は相当深刻です。5類以降活発化してきた暮らしや営業に異常な円安による価格高騰が直撃しています。

更に、コロナ禍の生活や営業への資金貸付やゼロゼロ融資の返済の負担が先行きを不安にさせています。実質無利子無担保のいわゆるゼロゼロ融資は、政府系金融機関による融資額は20兆円、112万件、民間金融機関による融資額は23兆円、137万件で、リーマンショック時の緊急保証を上回っていると言われております。政府系金融機関は2022年9月に、民間金融機関は2021年3月に融資を終了し、2023年6月から8月以降に返済のピークを迎えています。

宇治市でも産業戦略会議の中で、委員から今後経営状態が回復していない中小企業の資金繰りの悪化が見込まれる、1兆円が焦げ付きになると言われており、市内で見込みどおりにならないような出口支援が重要な課題だなど、返済の焦げ付きによる倒産などを懸念する意見が出されています。

コロナ禍を過ぎれば計画どおりに返済ができると期待していたところに、物価高騰が重い足かせとなり、計画どおりの返済ができなくなっています。事業継続のために利用した融資は、収入に加算され、国民健康保険料や介護保険料、保育料などの負担が増えています。

例えば、国民健康保険料は、2018年度に導入された国保の一元化により、京都府が示す

標準保険料率を基本に料率が算定され、毎年保険料の引上げが続いています。宇治市で見ると、来年度の国保料は、年収 400 万円、40 歳代の夫と 30 歳代の妻、小学生の子 1 人の世帯では、現行より 5 万 1,760 円も増えて、49 万 8,090 円が示されています。国保料だけで年収の 13%近くを占めるといふ異常な負担となっています。

融資の返済を優先すれば国保料を滞納せざるを得ない、どちらにしても払う見込みが立たないという厳しい生活状況になっています。更に、生活必需品の高騰は家計を圧迫し、切り詰めた生活を余儀なくさせ、それがまた地域経済を一層冷え込ませるといふ悪循環になっています。

先ほどの質疑でもありましたが、暮らしや地域経済が厳しい状況にあるときに、収納率を上げるために滞納処分を旺盛に行っているのであれば、憲法や地方自治法の趣旨や目的から逸脱していると言わざるを得ません。

換価の猶予の適用も、令和 5 年度では 21 件と余りにも少な過ぎます。積極的に活用すべきであります。

広域計画の基本方針は、構成団体の税業務を統合的に行うことにより、納税者の利便性向上や業務の効率化を図り、公平・公正な税業務をより一層推進しますとしています。しかし、課税権は市町村の自治体の基本的な権能です。

先ほど山崎連合長の御説明にもありましたけれども、固定資産税関係、固定資産税の課税を市町村から分離して広域で行うことは、基本的な権能を損なうことにもなります。固定資産税の評価については、改築や改修など様々な変化によって価値が変動し、住民側の立場に立てば、納得のいかない税額変更が多発し、職員は窓口業務の対応にその都度追われていきます。結局、職員が現場に行き、住民の立会いのもと、双方が納得できる調整を行っているのが現実です。非常に難しいのが土地の評価、固定資産税の評価となっているのが現実です。

広域化で課税するとなっても、住民の納得を得られる対応が求められ、実務的にはより仕事量が煩雑になるだけです。理念的にも問題があり、課税の共同化は断念すべきです。

税の徴収に関わる業務は、本来、行政の業務の中でも重要なものであります。京都市内の東、西、南地方事務所では、38 億円の税額が移管されているわけですが、先ほどもありましたように、年間 100 人から 200 人が納税などの相談に訪れているということでもあります。

デジタル化などを進めて、納税者の利便性を高めるなどと御説明されておられますが、統廃合すれば、顔を合わせた丁寧な対応は困難になります。先ほども申し上げたとおり、物価高騰の中で、融資の返済等に迫られ、市民の暮らしや地域経済は非常に困難になっており、こうしたときこそ、自治体本来の役割を発揮すべきであり、税事務所の統廃合はするべきではありません。

そもそも税は能力に応じて課税されるべきものであり、払いたくても払えない人に対して、重い課税をして払えない状況に追い込むべきではありません。更に言えば、元財務副大臣による 4 回にわたる滞納処分と差押えの事件や、自民党のパーティー券を使つての裏金疑惑など、憲法第 30 条に定める国民の納税義務の信頼性を損なう事件が頻発しています。

滞納処分ですら収納率を上げることは、税機構の本来業務であるとはいえ、余りにも不公平と

言わざるをえません。税への信頼を取り戻すためにも、親切で丁寧な対応を求めて、反対討論といたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、北村吉史君に発言を許します。北村吉史君。

〔北村吉史君登壇〕

○北村吉史君 大山崎町議会選出の北村吉史でございます。

まずもって、この度、令和6年1月1日、元日の夕方4時10分に発生をいたしました能登半島地震において、多くの方がお亡くなりになりました。1月末現在で、238名の死者がございました。そしてまた、今現在でも行方不明の方がおられます。まず、このお亡くなりになられた皆様に、心から哀悼の誠を捧げたいと思います。そして御遺族と被災をされた方々には、心からのお見舞いを申し上げます。

被災者の中には、寒さやライフラインが復旧しない厳しい環境のもとで避難生活を余儀なくされている方も多くおられます。被災地ではない我々の地方自治体も、こうした避難生活者の健康管理や、また、後のインフラ等の復旧等に当たっても、できる限りの支援をしていかなければならないと思います。皆様方には、是非とも御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいま上程されております「令和6年度一般会計予算」、「令和5年度一般会計補正予算」、「条例改正」などのすべての議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国の経済情勢は、コロナ禍を乗り越え、平時に移行しつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発したエネルギーや原材料、そして、生活必需品の物価高騰に加え、そしてまた、円安の影響などで不安定な状況が続いております。生活困窮者や事業者への支援など、社会情勢の変化に的確に対応した対策に取り組む必要があるというふうに感じているところでございます。

そうした中で、国においては、令和5年度補正予算において、足元の物価対策等が講じられ、加えて令和6年度の政府予算案は、構造的な賃上げの実施に向けた諸施策などデフレからの完全脱却や持続的な成長の実現のため、それを目指す幅広い政策が盛り込まれているところでございます。成長と分配の好循環、これを実現に向けて着実に実施をしていただきたいと考えております。

そして、こうした国の動きと合わせて、地方においても、地域に合った物価高騰等への対策の強化、これをしていかなければなりませんし、何よりも地方における大きな悩みは人口減少や少子高齢化であり、国においても子育て支援の給付の拡充等も図られようとしておりますが、我々地方自治体も早急に、かつ、適切にこの施策に対応していかなければ、地域社会そのものが衰退してしまう切実な問題がございます。

私は、公約において、創業支援や地元企業の活性化、また、地域における阪急電車の新駅である西山天王山の誘致、そして駅周辺を整備することなどを行って、町の経済の活性化を図り、小学校の施設の拡充、高齢者の活躍する居場所づくり、そしてまた、教育、福祉の充実を図る、このことを掲げてまいりました。こうした取組も含めて、次世代につなげる町づくりを進めるためには、歳入の柱となるべき地方税収をはじめとする財源を、地方自治体と

してしっかりと確保していかなければなりません。

令和4年度の大山崎町の税収は、昨年度に引き続き増えております。またしかし、行政に期待される役割は年々大きくなり、住民の要求、これはある意味、際限がないというふうに考えております。それに適切に対応するためには、これからも税収を安定的に確保する必要があります。

そうした背景のもと、税機構では、設立以来、収納額や収納率など的確な数字をもって、着実に成果を上げてこられております。構成団体の収入額の確保や、徴収率の向上に大きく貢献をされております。

先ほども少しお話が出ておりましたけれども、コロナ禍以前より企業として存続が危ぶまれた、そういった企業が非常に多くございました。コロナの対策費用や補助金、こういうお金を持って、本来それまでになくなっていなければならない企業、また、倒産していなければならないような企業が、どんどん増えたというのが、実はこれコロナ禍です。そしてゼロゼロ融資がなくなったら、もうその会社を維持存続できないというような事象がある。これはいかなるものかというふうに苦言を呈しておきたいと思っております。ある意味制度の悪用であったのではないかと、このように私は考えておる次第でございます。

そして、今回の提出議案、第1号及び第2号の予算議案は、機構の業務運営に必要な経費が計上され、第3号議案及び第4号議案は、今後も機構業務を安定的に行うために必要な対応であり、これらすべての4議案について、私は適切であるというふうに考えております。

当機構におかれましては、今後も引き続き、適正な業務の遂行に御尽力をいただき、構成団体の期待に応じていただくことを切にお願い申し上げまして、私の本議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 以上で討論を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより議案4件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、4回に分けて、挙手により行います。

まず、第1号議案「令和6年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。採決は挙手により行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「令和5年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第4号議案「京都地方税機構地方事務所等設置条例一部改正の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第4号議案は原案どおり可決されました。

---

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、令和6年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 荒巻隆三

会議録署名議員 光永敦彦

同 隅山卓夫